



2022年4月1日～

成年年齢は18歳

18歳になると

親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができます。
一方、未成年者取消しは出来なくなり、大人の責任が生じます。

契約の自由原則

未成年

今までの18歳

契約は親の同意が必要！
親の同意を得ない契約は原則として
契約を取り消しできた。

取消し
します！



- ※ただし、次の場合は取消しできません。
- ・お小遣いなどの範囲内で行った契約
 - ・自分が成人であると偽って契約した場合
 - ・結婚している場合 など

これからの18歳

親の同意なしに、1人で様々な契約が
できる。

- ・借金やクレジット契約
- ・携帯電話の契約
- ・1人ぐらしの部屋を借りるなど



トラブルに
巻き込まれる
おそれが！



未成年者取消しできない

自由に契約できる一方、

自分で責任をとるのが「大人」です



大人の責任

でも、困った時は、迷わず電話を！

兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4001 FAX : 078-954-5640

URL : <https://www.seiken.server-shared.com/>

消費生活相談電話番号 : 078-303-0999 または 188 (局番なし)

消費者ホットライン

☎188

こんなトラブルに注意！

エステ 体験だけのつもりで施術を受けたら・・・

ネット広告の体験施術を受けた後に、「お得なコースがある」としつこく勧められ、10回コース総額30万円ものクレジット契約をしてしまった。支払いが大変でやめたい。



消費者庁イラスト集より

Point



- お得感を強調した広告にひかれて店舗に行くと、断り切れず高額な契約を結んでしまうことがあります。慎重に検討しましょう！
- 事業者が倒産すると返金は困難です。長期にわたる高額契約は避けましょう。

もうけ話 簡単に稼げる副業マニュアル(情報商材)を購入したら・・・



ネットで「スマホでできる副業」との広告を見つけ、4000円のマニュアルを購入した。詳しい内容が書かれていなかったため、電話で問い合わせたら、50万円のサポート契約の追加をしつこく勧められた。

Point



- 情報商材とは、インターネット通販などで「簡単に稼げるノウハウ」などと称して販売されている情報のこと。事前に内容を確認できず、後から「価値のない情報」だったとわかり、トラブルになりがちです。
- 情報商材の購入をきっかけに、高額なサポートプランなどの追加契約を勧誘されるケースもあります。

定期購入 お試し価格のサプリを購入したら・・・

SNSで「お試し価格500円」というダイエットサプリの広告を見て、1回だけのつもりで注文した。商品と一緒に届いた書面を見ると、翌月以降は通常価格6500円で最低5回の継続購入が条件と書いてあった。



Point



- 「初回」「モニター」「お試し」などの表示があれば、一定期間は継続して購入することが条件の定期購入である可能性があります。購入前に条件をよく確認しましょう。
- 支払総額、契約期間、解約や返品可否、これまでのやり取りなど大事な情報はスクリーンショットなどで残しておきましょう。

消費者トラブルに巻き込まれないために
最新の消費者トラブル情報をチェック！

● 兵庫県「コンテンツ」消費者トラブル防止動画で学ぶ!!

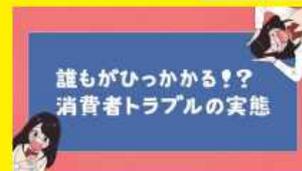
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/syouthisya_keihatsudouga.html



ラッパー教師「あきらめん」が若者が遠いやすいトラブルをラップで伝えます！



吉本芸人「女と男」が日常にひそむトラブルをコントで演じます！



消費者トラブルの実態をマンガ動画などで紹介します！